

13高医教第24号
平成13年10月22日

附属病院を置く
各公私立大学事務局長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長
村田 貴司

医療用具における適正な流通の確保について（依頼）

今般、医療用具業公正取引協議会から「医療用具業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約運用基準」の一部が改正され、本年8月1日より実施された旨、通知がありました。

本運用基準の改正により、医療用具の無償貸出しの取り扱いについて明確化が図られたところです。

貴学におかれましては、改正の趣旨をご理解の上、本基準に留意するとともに、その運用について適正に行われるようお願いいたします。

なお、当協議会に加盟していない団体においても、本基準を流用し同様の取り扱いとすることとすることを申し添えます。